

## いなぎわの水道かわら版広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市有料広告掲載に関する要綱（平成19年8月23日施行）（以下「要綱」という。）第4条に定める広告の規格等について定めるほか、いなぎわの水道かわら版（以下「かわら版」という。）に掲載する広告に関する必要な事項を定めるものとする。

なお、本要領に定めのない事項については、要綱第3条第2項により定めた稲沢市広告掲載基準（平成20年1月16日施行）を準用する。

### (広告媒体)

第2条 稲沢市水道事業が発行するかわら版に広告を掲載する。

### (広告の規格等)

第3条 かわら版に掲載する広告の規格、掲載枠数は、次のとおりとし、掲載位置については、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が決定する。

| 規格               | 掲載枠数 |
|------------------|------|
| 縦60mm×横90mm 4色刷り | 2枠   |

2 前項の規定にかかわらず、2枠分の掲載枠を連結して広告を掲載することができるものとする。

### (広告の掲載料)

第4条 1枠当たりの掲載料は15,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 前項に定める広告掲載料は1号当たりとする。

(広告原稿の提出)

第5条 広告主は、広告原稿を管理者が指定する方法で自己の負担により作成し、管理者が指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告原稿の仕様は、次に定めるとおりとする。

ア デジタルデータによる入稿とし、文字データはアウトライン化するなどしてフォント環境に依存しないデータとする。

イ 解像度は300dpiとする。

ウ 文字の大きさは7ポイント以上とする。

エ 広告主以外の第三者が著作権を有する素材等を用いる場合は、事前に必要な手続きを行い、許諾を得るものとする。

オ 線を使用する場合は、0.3ポイント以上のサイズとする。

(広告の表現等の制限)

第6条 広告表現について、要綱に規定する事項のほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 割引券、引換券その他これらに類するもの

(2) 稲沢市の事業であると錯誤しやすいもの

(3) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの

(協議)

第7条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、管理者と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。